

熊本市立高等学校学則の一部改正について

熊本市立高等学校学則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「入学を許可された」を「入学する」に改める。

第18条第4項中「転学を許可された」を「転学する」に改める。

第19条第3項中「入学を許可された」を「入学する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市立高等学校条例の改正に伴い、入学、転学及び編入学時の必要書類の提出に係る規定の整備をするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○ 熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>（入学手続）</p> <p>第15条 <u>入学する</u> 者は、校長の定める日までに保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p>	<p>（入学手続）</p> <p>第15条 <u>入学を許可された</u>者は、校長の定める日までに保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p>	<p>※実務に応じた規定の整備</p>
<p>（転学）</p> <p>第18条 転学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 転学しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。</p> <p>3 転学先の校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。</p> <p>4 前項の規定により<u>転学する</u>者については第15条の規定を準用する。</p>	<p>（転学）</p> <p>第18条 転学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 転学しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。</p> <p>3 転学先の校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。</p> <p>4 前項の規定により<u>転学を許可された</u>者については第15条の規定を準用する。</p>	<p>※実務に応じた規定の整備</p>
<p>（編入学）</p> <p>第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。</p>	<p>（編入学）</p> <p>第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。</p>	<p>※実務に応じた規定の整備</p>

3 前項の規定により入学する者については、第15条の規定を準用する。

3 前項の規定により入学を許可された者については、第15条の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。